## 生徒心得

常に生徒の本分を自覚して、進んで学識を求め技能を修め、旺盛な体力と健全な精神とを養い、もって社 会人としての十分な素養を育成すること。

礼儀は人間相互の信頼と尊敬から生まれ、社会の秩序は礼によってはじめて保たれることを知り気品ある 態度をとること。

式典等において国歌、校歌を斉唱し、また吹奏される時は姿勢を正しくすること。

言葉遣いは正しく美しく、礼を失することのないよう心掛け、高校生としての誇りをもつこと。

品位ある校風を確立するために生徒は各自進んで、その責任を負わなければならない。

## (1) 生活・風紀に関すること

- ① 登校時間 8:35までに正門を通過すること。
- ② 下校時間

18:00(18:30 完全下校)

延長の場合は、19:00(19:15完全下校)

③ 遅刻した場合は職員室で入室許可を得ること。

(入室許可証)

- ④ 早退の時は、担任の承認を得、帰宅後、保護者を通じて学校に連絡すること。
- ⑤ 登校後の外出は認めない。止むを得ない時は担任または担当の先生の許可を得ること。

(外出許可願)

- ※授業時間帯は補導機関の指導対象となるので、早退届、外出許可証の交付を受け、また生徒証を常 に所持し提示を求められた時にはこれに応ずること。
- ⑥ 自転車通学を必要とする場合は学校の許可を得ること。許可を得た者は指定の鑑札を付けること。 (自転車鑑札交付申請書)
- ⑦ 授業の始めと終わりには姿勢を正して挨拶を行う。また授業開始10分以内に担当の先生が来ない時 はルーム長が連絡し、その先生が不在時は教務の先生の指示を受けること。
- ⑧ ルーム長(または日番)は時間割変更に注意し、変更のある場合は連絡を行うこと。
- 教室を移動する際は、貴重品袋を活用し、担任または授業担当の先生に預けること。
- ⑩ 学校生活に不要な物はもって来ない。また、金銭、物品等の紛失、また拾得時は、ただちに担当の 先生まで届け出ること。 (紛失、盗難、拾得届)
- 田版、集会、掲示、印刷物の配布、その他これに類する行為はあらかじめ許可を得ること。
- ◎ 公共物の破損、紛失時は、ただちに担当の先生に届け出て指示を待つこと。事情によっては弁償し なければならない。 (破損届、紛失届)
- ⑤ 危険物の取扱い(電気、ガス、機械等)にあたっては、担当の先生の指導のもとに行うこと。
- ④ 校内は常に清浄な環境に保つように注意し、清掃用具は所定の位置に保管すること。
- ⑤ 異性間の交流は常に理性と良識に従って行い、誤解を受ける行動はとらないこと。
- ⑥ アルバイトは原則として禁止する。特別事情のある場合は保護者から申し出、許可を得ること。 (アルバイト許可申請書・アルバイト許可願)

- ⑤ 生徒の本分にそむき、また秩序を乱す行為は、これを特別指導する。
  - ・飲酒、喫煙、窃盗等の法令に反する行為があった場合。
  - ・試験での不正行為、授業放棄、暴力等生徒として行ってはならない行為等がその対象となる。

## (2) 服装等に関すること

- ① 制服について(全員共通)
  - a. 通学時、校内生活では、学校指定の制服を着用する。

- b. 上着は学校指定のブレザーを着用する。ブレザーのボタンは学校指定のものを使用する。
- c. カッターシャツ・ブラウスは学校指定のものを着用する。
- d. 冬期通学時は、防寒着(防寒具)を着用してもよい。ただし高価でないもの。(必ずブレザーの上に着用する)
- e. シャツの下に着る肌着は、白・黒・グレー・紺・ベージュの無地とする。体操服は肌着として着 用しない。(ハイネックは禁止)
- f. 式典にのぞんでは身だしなみを正しくすること。
- ② A制服について
  - a. スラックスは、学校指定のものを着用する。
  - b. ベルトは、学校指定のものを着用する。
  - c. ソックスは白色とし、色物、柄物は認めない。
- ③ B制服について
  - a. スカートは学校指定のもの(20本ひだ)とする。
  - b. ソックスは学校指定のもの(紺色、Nのマーク付き)を着用する。
  - c. 気候の変化にあわせ、タイツやストッキング(黒または濃紺の無地)を着用してよい。
- ④ 履物について
  - a. 通学には運動靴または皮革製の靴を着用する。サンダル等は認めない。
  - b. 皮革について黒または茶色で、飾り、模様のないものとし、ハイヒール、ブーツ等は認めない。
  - c. 校内では学校指定のスリッパに履き替えること。
  - d. 体育の授業では白の靴下及び運動靴を履くこと。
- ⑤ 上記と異なる服装が必要な場合は、「異装届」の発行を申し出ること。
- ⑥ 頭髪や身だしなみについて
  - a. 清潔で端正な髪型を心掛けること
  - b. パーマ、脱色、染色、また特異な髪型は認めない。
  - c. ピアス、指輪、ネックレス等のアクセサリーも認めない。
  - d. 化粧(色付きリップ含む) は認めない。

## (3) 部活動 HR活動に関すること

- ① 部活動、HR活動(または自主的な学習活動を含む)は、下校時刻を守って活動すること。
- ② 7限授業の日については、顧問判断で19:00まで活動することができる。(19:15完全下校)
- ④ 公式大会(高体連・高野連・高文連・県連・市連主催・共催の大会、コンクール、コンテスト、発表会)、学校行事、その他の理由(校長が必要であると認めた大会等)で、活動時間の延長を必要とする団体は、許可を得なければならない。
- ⑤ 活動延長は、公式大会の1か月前からとする。
- ⑥ 延長の活動については、顧問または担任が付き添うこと。
- ⑦ 考査1週間前及び考査中の部活動は禁止とする。活動をする場合は④の基準に従い、許可を得なければならない。
- ⑧ 部室管理
  - a. 部室の平日使用は早朝と放課後とする。
  - b. 部活動に必要な物品以外は部室に置かないこと。
  - c. 所定時間外に部室の出入りの必要ある時は保健体育科の許可を得ることとする。 (部室の鍵は保健体育科が保管)

- d. 部室内外の清掃整頓は、その部が責任をもって行う。
- ⑨ グラウンド管理

グラウンド (テニスコート、ハンドボールコートを含む) の使用については関係顧問、保健体育科、生徒部、総務部等の関係機関の間で調整するものとする。特に延長、または休日の大会、練習での使用については連絡を密に行う。

- ⑩ 体育館の使用について
  - a. 体育館の使用については次のように優先順位を決める。
    - 1. 学校行事 2. 体育授業 3. 生徒会行事 4. 部活動 5. 対外試合
    - 6. その他
  - b. 管理は保健体育科が行う。
  - c. 館内(すのこの上も含む)は土足厳禁とし、体育館シューズを履くこと。
  - d. 設備、用具を使用する場合は保健体育科の許可を得ること。万一破損した場合は届け出ること。 (特に館内でボールを蹴ることは厳禁である)
  - e. 部活動等の割当は関係顧問で連絡調整する。特に延長、休日練習、大会使用については連絡を密に 行う。
- ① 休日に練習試合、大会等を本校で行った部は、最後にトイレ掃除、ゴミ処理、周辺の清掃を確実に行う。